平成２１年（フ）第２１６号
栃木県小山市大字神鳥谷157番地４　青木住宅
債務者　小野塚ルリ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３６６号
愛知県豊橋市三本木町字三本木９番地１―102
債務者　渡邉　智弘
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３８１号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地　県営金田住宅８棟808号
債務者　コーラ　ネウザ　シガ
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３９０号
愛知県豊橋市羽根井本町76番地
債務者　渥川三輪子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６９３号
岡山市東区益野町870番地１
債務者　杉之原三枝子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８２号
岡山市北区津島西坂３丁目６番３号　105
債務者　高須加公昭（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８９号
岡山市北区富原22番地
債務者　長畑　笑美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９４号
岡山市北区撫川725番地４
債務者　堀　　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２２号
広島県三原市青葉台17―18、住民票上の住所岡山市中区国府市場405番地４
債務者　二ノ宮奈弥
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４４１３号
東京都品川区八潮５丁目10―54―204
債務者　菱沼　　桂
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４号
東京都世田谷区玉堤１丁目８―14―401
債務者　長崎　茶子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２号
東京都江東区枝川３丁目10―20―405
債務者　川崎眞理子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０号
東京都武蔵村山市三ツ藤２丁目29―105
債務者　東野　美佳
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１号
東京都新宿区新宿７丁目23―７―201
債務者　高橋　泰明
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８号
埼玉県さいたま市南区白幡３丁目１―９―２―305
債務者　小田切洋子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目27―19―103
債務者　山田　昌人
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部